

地方独立行政法人静岡県立病院機構第4期中期目標（案）に対する意見

- 1 意見募集期間
令和5年9月28日（木）から令和5年10月16日（月）まで
- 2 意見提出状況
4名
- 3 提出された意見に対する考え方

No	意見	中期目標への反映（案）
1	全国的な独立行政法人の課題・あり方について、記載されていない	<p>第4期中期目標（原案）には、本県における状況・課題を記載している。全国的な状況・課題については、総務省「公立病院経営強化ガイドライン」に示されていることから、第4期中期目標（原案）は、それを踏まえ第3期中期目標から修正している。</p> <p>・第4期中期目標（原案）抜粋 「今後も人口減少・少子高齢化の進行や患者の受療行動が変化する中、地域における将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症等や大規模災害などの緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革等の各種施策を一体的に推進していく必要があります。</p> <p>このような中で、令和6年度から始まる第4期中期目標期間においては、<u>本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画や総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民のニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。</u>」</p>

2	<p>新型コロナウイルス感染症の記載について、 具体性に欠ける （専用病床数等の具体的な数値、経営への影 響、今後の新興感染症等への対応策）</p>	<p>具体的事項は、病院機構が策定する中期計画や 年度計画に記載するほか、実績については、県の 評価書に記載する。</p> <p>・第4期中期目標（原案）抜粋 「今後も人口減少・少子高齢化の進行や患者の受 療行動が変化する中、地域における将来の医療需 要を見据えつつ、<u>新興感染症等や大規模災害など の緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対 応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療 提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包 括ケアシステム、医師の働き方改革等の各種施策 を一体的に推進していく必要があります。</u>」 「県立3病院は、<u>新型コロナウイルス感染症等の 新興感染症に備え、平時から感染拡大時を想定し た体制の確保を進めるとともに</u>」</p>
3	<p>こころの医療センターの今後需要について、 説明が必要ではないか</p>	<p>こころの医療センター及び精神疾患に対する医 療需要について修正（追記）する。 なお、医療需要を踏まえた精神疾患への対応 は、第4期中期目標（原案）において、こころの 医療センターだけでなく、3病院で連携して対応 するよう記載している。</p> <p>・第4期中期目標（修正案）抜粋 「県立こころの医療センターにおいては、<u>精神科 救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応 困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図る ほか、近年増加している認知症や依存症など多様 な精神疾患への対応、より良い療養環境の整備や 早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制 の充実・強化に努めること。</u>」 「県立3病院は、（中略）<u>認知症をはじめとした 精神科患者の身体合併症、依存症など多様な精神 疾患、周産期医療における産科合併症以外の合併 症及び二次的障害を含む発達障害など、一病院で は対応が困難な分野においては、県立3病院のそ れぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切 な対応を図ること。</u>」</p>

4	<p>看護師の不足及び確保 (看護師が多忙であり、患者対応が不十分であると感じる)</p>	<p>第4期中期目標(原案)においては、全国的な課題である医師の働き方改革だけでなく、看護師を含む医療従事者の時間外労働縮減等、働き方改革の推進について記載している。医療従事者の負担減と働きやすい環境の整備により、医療従事者の確保が行われるよう意図するものである。</p> <p>また、第4期中期目標(原案)では、県立病院機構に対して、「患者や家族が安心して治療できる環境の整備」を記載している。</p> <p>・第4期中期目標(原案)抜粋 <u>「県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組み、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族が安心して治療できる環境を整備し、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。」</u> 「各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、<u>医療従事者の確保・育成に努めること。また、優秀な人材を確保・育成するため、研究環境の充実や、院内研修、国内外との交流による研修機能の強化を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。」</u> <u>「優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、適切な労務管理の推進、ICTの活用などにより医師をはじめとした医療従事者の時間外労働の縮減とワーク・ライフ・バランスの向上に取り組み、職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医療従事者の業務分担を行うなど、勤務環境の向上を図ること。」</u></p>
5	<p>プロパーについて、病院特有の事務に精通した職員の育成だけでなく、幹部職員への登用が必要。中期目標に数値目標を記載し、機構に取り組みを促すべきではないか。</p>	<p>プロパーの職員が、意欲を持って職務を遂行し、幹部職員に登用されていくことは、自立性の高い病院経営を進める上で、御指摘のとおり有効と考える。</p> <p>職員の人事管理については、地方独立行政法人法に基づき、病院機構で行うものであることから、引き続き、適切な登用等が行われるよう、いただいた御意見について病院機構に伝達する。</p> <p>・第4期中期目標(原案)抜粋 <u>「事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。」</u></p>